

国民保護措置等に係る態勢確立の基準及び行動の概要

態 勢	目 的	意 義	予想状況	発令判断の基準	参集の基準	行動の概要
態勢Ⅰ	状況把握の強化	① 緊急事態連絡室の設置 ② 武力攻撃事態等に係る情報収集及び状況の把握の強化	情勢の変化 原因不明の事故発生	① 情勢が変化(悪化)し、さらに緊迫する可能性がある ② 事態予想地域におけるテロ事案等発生 ③ 国の判断が1ランクアップ ア 国が他自治体に対策本部設置指定等事態対処を発令・検討した場合、 または イ 県内の地方公共団体が対策本部設置の指定を受けた場合 ④ 国内でテロを疑われる大事故災害等発生 ⑤ 町域で、不審者等の情報がある	① 連絡室要員 ② 担当課職員	① 以下の情報収集・処理・共有 ア 関連周辺情勢 イ 国・県等の状況 ウ 町域の治安・在留外国人の状況 エ 自衛隊・警察の状況 ② 住民に対する必要な情報の伝達・広報及び住民電話対応 ③ 態勢Ⅱ上申・状況判断資料作成 ④ その他命じられた事項 ⑤ 担当課による24時間態勢 ⑥ 要請により広域避難受入検討
態勢Ⅱ	① 限定的対応 ② 保護措置準備	① 状況の把握の強化継続 ② 事態警戒本部の設置 ③ 態勢Ⅲ準備 ・状況の把握 ・計画の修正 ・所要の調整等 ・対策本部設置 ・国民保護措置の準備	情勢の悪化～国内情勢不安定化	① 情勢がさらに緊迫(外交悪化、対象国／部隊集中・動員、示威行動) ② 県内でテロを疑われる大事故災害等発生 ③ 町域で対象国外国人が集合・集会・暴徒化等発生し、町としての対応が必要	① 災害警戒本部に準じた参集(50%) ◆本部：・総括班 ・合同調整所 ・情報班 ・情報発信・広報班 ・電話対応班 ・管理支援班 ◆対策チーム ・避難所 ・災害医療 ・教育対策 ② 状況に応じ、必要なチーム等を参集	① 関連情勢、町内治安情報を収集 ② 関係機関の状況把握 ③ 住民への情報伝達 ④ 必要に応じ、自主避難所開設 ⑤ 国民保護措置の必要事項の具体化、準備等 ⑥ 関係機関に連絡要員派遣要請 ⑦ 態勢Ⅲの上申 ⑧ 担当職員の当直態勢から参集職員による24時間態勢に移行 ⑨ 本部会議実施
態勢Ⅲ	国民保護措置等に町全力をもって対応	① 国民保護保護(災害)対策本部の設置 ② 国民保護措置等実施態勢	予測事態認定・広域避難開始	① 国が、緊急処理事態、武力攻撃予測事態を認定 ② 情勢不安定の下、長距離ミサイルの着弾、大規模事案が発生し、多数の人的被害が発生 ③ 国より、国民保護対策本部設置等の指定を受けた場合 (③以外は全て独自の開設)	① 参集可能な全関係職員 上記に加え ◆本部： ＋受援班 ＋物流管理・輸送調整班 ＋次期対応準備班 ◆対策チーム ＋インフラ復旧 (道路・農林・上下水) ＜災害時住宅相談窓口＞ ＜遺体対応班＞ ◆消防団 ◆協定締結業者 ◆情報連絡員(リエゾン) ◆ボランティアセンター	① 情報伝達・警報の徹底 ② 事案発生時、緊急退避(避難)指示 ③ 避難誘導/支援・安否確認 ④ 避難所、救護所等開設 ⑤ 必要に応じ、暫定的な閉庁措置を上申 ⑥ 当初の本部態勢で人員が不十分な場合、閉庁等による全庁態勢をもって対応 ⑦ 事案発生時、現地本部班派遣・状況把握・規制線設置 ⑧ 必要に応じ、遺体安置所開設

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

- （上記①～⑦に加えて）
- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

篠栗町避難実施要領

令和8年3月31日

目 次

- 1 趣 旨
- 2 避難の指示発令の際に実施すべき事項
- 3 避難実施要領に定める事項（法定事項）
- 4 町内又は町外への避難実施要領に含ませる項目の基準
- 5 パターン別避難（類型に応ずる緊急退避）実施要領
 - (1) 弾道ミサイル発射予測事案
 - (2) 急襲的な航空攻撃事案
 - (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃
 - ① 鳴淵ダム爆破事案
 - ② 篠栗町における爆破テロ攻撃事案
 - ③ 篠栗町における化学剤による攻撃事案

付紙 町外への避難実施要領具体化のため検討すべき事項

1 趣 旨

篠栗町避難実施要領及びパターン別避難実施要領は、武力攻撃事態等に際し、国・県の避難の指示・通知を受けた場合、直ちに避難の伝達・指示を発令し、町民等及び各関係機関が、共通の認識のもと避難等を円滑に行うために作成するものである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により変化するため、予め作成した避難実施要領を状況に合わせて修正更新する必要がある。

平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになることが作成の主眼である。

2 避難の指示発令の際に実施すべき事項

町は、県の避難の伝達・指示に従い、速やかに所要の修正を加えて避難実施要領を完成し、県に報告した後速やかに発令する。

修正に当たり、消防、警察、自衛隊等関係機関と避難経路、誘導支援の可否等を調整する。

3 避難実施要領に定める事項（法定事項）

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

4 町内又は町外への避難実施要領に含ませる項目の基準

- (1) 要避難地域及び住民避難の実施単位
- (2) 避難先
- (3) 一時集合場所及び集合方法
- (4) 集合時間
- (5) 集合に当たっての留意事項
- (5) 避難の手段及び避難の経路
- (5) 町職員、消防職団員の配置等
- (5) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- (5) 要避難地域における残留者の確認及び避難後の地域警戒
- (5) 避難誘導中の食料等の支援
- (5) 避難住民の携行品、服装 等
- (5) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

避難実施要領（化学剤攻撃の場合を捉えた町内避難の一例）

〇〇町長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇町〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

〇〇町は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（※）化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

（2）町における体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

（※）NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

（3）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。
- イ 県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- ウ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- エ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

町の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割 別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：○○町役所
- イ 現地調整所設置場所：○○

5 パターン別避難(類型に応ずる緊急退避)実施要領の類型

(1) 弾道ミサイル発射予測事案

- ① 弾道ミサイル発射の警報が発令されたときは、住民は、努めて近傍のコンクリート造りの建築物の地階、地下街等の地下施設等屋内に避難することが基本である。
- ② あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

対策本部長	警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)
知事	避難の指示
町長	避難の指示の伝達

- ③ 弾道ミサイル攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。攻撃の主体(国又は国に準ずる者)の意図や弾道ミサイルの精度等により攻撃目標、着弾予想地点も変化する。
このため、飛翔経路上の町には着弾の可能性があり得るものとして対応する必要がある。
- ④ 避難の指示に当たっては、要配慮者及び要配慮者利用施設への伝達に留意する。

避難実施要領(弾道ミサイル発射予測事案)

篠栗町長第1号

令和2年3月1日 10時30分現在

本町における住民等は、この「避難実施要領」に基づいて、とるべき行動を把握し、直ちに落ち着いて避難してください。なお、今後の状況によっては、あらたに「避難実施要領」を策定することがあります。

1. 避難の方法

- ・弾道ミサイルが発射される恐れがあります。
住民等は直ちに外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設に避難してください。

2. 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。ただし、室内が酸欠にならないよう注意してください。(弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれる恐れがあるため)。
- (3) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。(弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれる恐れがあるため)。
- (4) 屋内でテレビ・ラジオなどを通して、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (5) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (6) 子供のいる家庭では、玩具類を携行するなど、子供の不安解消を図ってください。
- (7) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (8) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (9) 緊急時の連絡先は次のとおりです。 篠栗町対策本部 電話 092-947-1111。

3 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、屋外に出ない等、職員の安全に配慮して行う。」
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、自治会長、消防団分団長、自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への電話による伝達を依頼する。」
- (3) 担当職員等は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。」
- (4) 災害時要援護者については、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。」
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。」
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。」

5 避難誘導時の留意事項

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。」
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。」
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。」
- (4) 学校や事業所においては、原則として、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。」

6 町担当部署 篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111 FAX 092-947-7977」

(2) 急襲的な航空攻撃事案

避難実施要領（急襲的な航空攻撃事案）

徳栗町長第2号

令和2年3月1日 10時30分現在

本町における住民等は、この「避難実施要領」に基づいて、とるべき行動を把握し、直ちに落ち着いて避難してください。

なお、今後の状況によっては、あらたに「避難実施要領」を策定することがあります。

1. 避難の方法

- ・航空機攻撃の恐れがあります。

直ちに、住民等は外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難してください。

2. 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。ただし、室内が酸欠とならないよう注意してください。（爆弾に化学剤などが含まれる恐れがあるため）。
- (3) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。（爆弾に化学剤などが含まれる恐れがあるため）。
- (4) 屋内でテレビ・ラジオなどを通して、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (5) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (6) 子供のいる家庭では、玩具類を携行するなど、子供の不安解消を図ってください。
- (7) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (8) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (9) 緊急時の連絡先は次のとおりです。 徳栗町災害対策本部 電話 092-947-1111。

3. 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、自治会長、消防団分団長、自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への電話による伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 災害時要援護者については、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

5. 避難誘導時の留意事項

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

6 町担当部署 徳栗町災害対策本部 電話 092-947-1111 FAX 092-947-7977

(3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施する。

このため、特殊部隊等の兆候に着意するとともに、早期から避難要領等について県と調整を行う。

通常、ゲリラ・特殊部隊による攻撃(以下「特殊部隊等による攻撃」という。)は不意急襲的に行われ、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、のちに避難措置の指示が出されることがある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、攻撃への事態対処と同時期に行われることが多いことから、警報の内容等とともに、自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえ、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後避難させる。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防、県、警察、自衛隊等関係機関の情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する。

事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を入手し、認識の共有を図る。

① 鳴淵ダム爆破事案

避難実施要領(鳴淵ダム爆破予測事案)

徳栗町長第3号

令和2年3月1日 11時00分現在

本町における住民等は、この「避難実施要領」に基づいて、町職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法

- (1) 多々良川周辺の住民等は、町立徳栗小学校体育館・クリエイト徳栗・北勢門小学校体育館を指定緊急避難施設として、自治会、町内会、事務所等の単位で、3月1日12時00分から18時00分を目途に避難を行います。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民等に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。
- (2) 水道の水は、飲料のみならず、風呂、シャワー、植物への散水など、すべての使用を禁止します。水は密封されたミネラルウォーター等を使ってください。避難施設、集合場所には、安全な水を用意します。
- (3) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット(頭巾)で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
- (4) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、貴重品等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
- (5) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官の指示に従って避難してください。
- (6) 留守宅は戸締まりしてください。
- (7) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官に通報してください。
- (8) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は次のとおりです。
徳栗町災害対策本部 電話 092-947-1111

3 避難誘導の実施

- (1) 職員の役割分担

避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員等を配置する。」

- ・住民等へ避難実施要領を周知する要員」

町職員 4 名を広報車 2 台に配置し、11 時 15 分から住民等への周知を図ります。」

各地区を管轄する消防団において、消防車両等により、11 時 15 分から管轄地域における住民等への周知を図る。」

- ・避難誘導を行う要員：集合場所及び事前に定められた公民館等に、町職員及び消防団員を 11 時 50 分までに配置する。」

- ・避難経路に配置する要員：町職員及び消防団員を 11 時 50 分までに避難経路の要所に配置する。」

- ・残留者を確認する要員：町職員及び消防団員を派遣し、残留者の確認を 13 時 00 分から行う。」

- ・町対策本部要員：町対策本部に町職員 20 名を配置し、対応にあたる。」

さらに町対策本部に 10 名を増員する。」

- ・避難先地域への先行要員：町から、町職員を 2 名、13 時 00 分までに町の公用車 1 台を派遣します。」

- ・避難誘導の際の水、食料等支援要員」

集合場所にそれぞれ町職員 2 名を 12 時 00 分までに配置し、水等の支給を行います。集合場所には、安全な水を用意しています。」

- (2) 高齢者、障害者その他避難支援が必要な災害時要援護者に対する避難誘導」

誘導に当たっては、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用して優先的に避難誘導する。」

また、自主防災組織や自治会など住民等にも、福祉関係者との連携の下、町職員、消防団等が行う避難誘導の実施への協力を要請する。」

4 避難実施要領の住民等への伝達」

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。」

- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、自治会長、消防団分団長、自主防災組織の長等に F A X 等により、住民等への伝達を依頼する。」

- (3) 担当職員等は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。」

- (4) 担当職員等は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。」

- (5) 災害時要援護者については、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。」

- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。」

5 避難誘導時の留意」

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。」

- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。」

- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。」

- (4) 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。」

6 残留者の確認」

- (1) 13 時 00 分から 15 時 00 分までの間、すみやかに、戸別訪問を行い、残留者がいないか確認する。」

- (2) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。」

7 町担当部署

篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111 F A X 092-947-7977」

② 篠栗町における爆発テロ攻撃事案

避難実施要領（篠栗駅における爆発テロ攻撃事案）

篠栗町長第4号

令和2年3月1日 10時30分現在

本町における住民等は、この「避難実施要領」に基づいて、町職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法

- (1) 篠栗駅周辺の住民等は、クリエイト篠栗を避難施設として、直ちに徒歩により避難を行います。自治会、町内会、事務所等の単位で、クリエイト篠栗に避難してください。篠栗駅周辺の道路は、避けて避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民等に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
- (3) 携行品は、飲料水や日用品、最小限の着替え、貴重品等必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
- (4) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官の指示に従って避難してください。
- (5) 留守宅は戸締まりしてください。
- (6) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官に通報してください。
- (7) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりです。
篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111。

3 避難誘導の実施

- (1) 職員の役割分担。
 - 避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員等を配置する。
 - 住民等へ避難実施要領を周知する要員。
町職員4名を広報車2台に配置し、10時45分から住民等への周知を図ります。
各地区を管轄する消防団において、消防車両等により、10時45分から管轄地域における住民等への周知を図ります。
 - 避難経路に配置する要員。
町職員及び消防団員を10時50分までに避難経路の要所に配置します。
 - 残留者を確認する要員。
町職員及び消防団員を派遣し、残留者の確認を11時00分から行います。
 - 町対策本部要員。
町対策本部に町職員30名を配置し、対応にあたっております。
さらに町対策本部に10名を増員します。
 - 避難施設の運営要員。
避難施設にそれぞれ町職員2名を10時50分までに配置し、避難施設の運営を、水等の支給を行います。
 - 避難施設での水、食料等支援要員。
避難施設にそれぞれ町職員2名を11時10分までに配置し、水等の支給を行います。

(2) 高齢者、障害者その他避難支援が必要な災害時要援護者に対する避難誘導

誘導に当たっては、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用して優先的に避難誘導する。
また、自主防災組織や自治会など住民等にも、福祉関係者との連携の下、町職員、消防団等が行う避難誘導の実施への協力を要請する。

4 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

(2) 区域内の大規模集客施設等の利用者については、施設管理者と連携し伝達するなど、速やかに施設外へ誘導するよう努める。」

(3) 担当職員等は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。」

(4) 担当職員等は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。」

(5) 災害時要援護者については、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。」

(6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。」

5 避難誘導時の留意事項

(1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。」

(2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。」

(3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。」

(4) 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。」

6 残留者の確認

(1) 11時00分から12時00分までの間、すみやかに、広報車等を利用し、残留者がいないか確認する。」

(2) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。」

(3) 区域内の大規模集客施設等の利用者については、施設管理者と連携し、残留者がいないか確認する。」

7 町担当部署 徳栗町災害対策本部 電話 092-947-1111 F A X 092-947-7977

(5) 篠栗町における化学剤による攻撃事案

避難実施要領（篠栗町における化学剤による攻撃事案）

篠栗町長第5号

令和2年3月1日 10時30分現在

本町における住民等は、この「避難実施要領」に基づいて、とるべき行動を把握し、落ち着いて避難してください。なお、今後の状況によっては、あらたに「避難実施要領」を策定することがあります。

1. 避難の方法

- ・化学剤が飛散しているおそれがあります。

直ちに、住民等は外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の施設内に避難してください。その際、窓を開けて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋や建物の上の階に避難してください。

2. 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 2階以上の建物の場合は、できるだけ上の階に避難してください。
- (3) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。ただし、室内が酸欠とならないよう注意してください。
- (4) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。
- (5) 化学剤の吸引を避けるため、マスクやタオル等で口を覆って避難してください。
- (6) 飲料水は密封されたミネラルウォーター等を使って下さい。
- (7) 屋内に入る時は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に入れ密閉し、その後、石けんで手及び顔、体をよく洗ってください。
- (8) 汚染された衣服をうかつに脱ぐと露出した皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがありますので、はさみを使用するなど皮膚の汚染を防いでください。
- (9) 屋内でテレビ・ラジオなどを通して、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (10) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (11) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (12) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (13) 緊急時の連絡先は以下のとおりです。 篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111。

3. 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、屋外に出ない等、職員の安全に配慮して行う。
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、自治会長、消防団分団長、自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への電話による伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 災害時要援護者については、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

4. 避難誘導時の留意事項

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

5. 町担当部署

篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111 FAX 092-947-7977。

避難実施要領具体化のため検討すべき事項

避難実施要領に明示すべき事項(基準)	避難実施要領策定時実施すべき事項	避難実施要領作成の際の主な留意事項(県計画)
① 要避難地域の住所	① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難要領の概要)	
② 避難先(避難経路となる地域を含む)の住所及び施設名	② 県に避難先の細部情報を確認	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
③ 避難住民の誘導の実施要領、実施単位	③ 避難住民数の把握 (行政区自治会等に依頼するとともに、必要に応じ職員派遣)	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
④ 避難住民の集合場所、集合場所への集合方法・交通手段等	④ 避難要領の決定 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難)	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
⑤ 避難誘導の際の集合時間、交通手段、出発時刻、避難の経路	⑤ 輸送手段等の調整・関係機関との調整・乗車区分 (県との役割分担、集合場所等の選定)	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
⑥ 集合後の安否確認及び連絡 ⑦ 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項 (携行品、服装等)	⑥ 避難経路や交通規制の調整 (避難経路・自家用車等の使用に係る調整) ⑦ 私有車の使用規制・家族等への連絡・避難先に応じた携行品等	集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の医薬品等の携行品、身軽で動きやすい服装について記載する。
⑧ 高齢者、障がい者等要配慮者(要支援者)の避難誘導の方法・要配慮者利用施設の避難要領	⑧ 要配慮者(要支援者)の避難要領・要配慮者利用施設の避難要領 (要支援者名簿、避難行動要支援者等支援班の設置)	高齢者、障がいのある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
⑧ 外国人の避難要領	⑧ 要配慮者(外国人)の避難要領	
⑨ 避難間のペットの取扱い	⑨ 避難間のペットの取扱要領・施設調整	
⑩ 要避難地域に残留者がいないよう周知徹底 ⑪ 残留者の確認方法及び避難後の要避難地域の防犯・警戒要領	⑩ 防災無線・巡回広報による、要避難地域内全員避難の徹底 ⑪ 避難間の防犯・警戒要領の調整	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
⑫ 避難誘導からの離脱等問題が発生した際の緊急連絡先等	⑫ 移動間の不測事態対処(迂回経路・代替手段・対処要員等) ⑫ 不測事態対処の担当部署(総括班)	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
⑬ 避難住民等への避難誘導中の食料・水・医療・情報等の支援内容・要領等	⑬ 配分する食糧・飲料水の確保・集合場所等への輸送	避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
⑭ 誘導担当職員、消防職団員等関係者の配置及び担当業務、連絡先等(集合時)	⑭ 職員の選定(配置割当)及び活動要領の指示 (集合場所受付等、連絡手段) xii 自衛隊等の行動と避難要領の調整**	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

* 下線部は、国民保護法に規定された直ちに指示すべき内容

** 自衛隊等の行動と町の国民保護措置が競合する場合、県を通じて、国対策本部に現場の状況、調整の必要性等を報告する。

このため、現状避難上の必要性や緊急性等を準備し、国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応する。

国民保護対応組織及び武力攻撃事態等における各部署の業務

グループ	部局名	担当課	平素の業務
計画・統制グループ	総括班	総務課	・武力攻撃事態等、国民保護措置に係る情勢の把握に関すること ・国民保護に関する各部課室間の調整、企画立案等業務の総括に関すること ・町国民保護計画の修正・更新に関すること ・町国民保護対策本部における業務の総括、各部課室間の調整、町の企画立案等に関すること ・国・県の事態に関する情報、国民保護に関する情報の収集・整理に関すること ・活動状況・職員の状況の把握・共有に関すること（災対本部総括班として） ・救援部隊との調整・運用に関すること（災対本部合同調整所として） ・住民に対する警報の内容の伝達・周知徹底及び緊急通報の内容の伝達の統制 ・安否情報の収集・報告及び安否情報に関する質問及び回答に関すること ・住民の避難誘導について、避難実施要領等の具体化、伝達に関すること ・避難支援の構想等の具体化に関すること ・広域避難者の受入調整に関すること ・赤十字標章及び緊急車両標章の申請、特殊標章の交付・着用等に関すること ・その他本部長が命じた事項に関すること
		合同調整所	総務課
		現地本部班	総務課・（住民課）共同
	広報・情報発信班	まちづくり課	・国民保護措置に係る町民等への広報に関すること ・国民保護措置対策本部が実施する、情報の伝達・警報の発令に関すること ・国民保護措置における町の記録に関すること
	情報班	財政課	・情報班の開設・運営に関すること ・武力攻撃災害の情報、被害情報等の収集・整理に関すること ・不審者等町等の治安状況の収集・整理に関すること
	電話対応班	収納課	・町対策本部の管理支援に関すること
	物資管理・輸送調整班（町の避難時）	財産活用課	・避難所等に対する物資の管理及び輸送調整に関すること ・事態収束後等における避難住民の帰還のための輸送調整に関すること*
避難所・住民支援グループ	避難支援チーム（避難誘導等実施時） ご遺体対応チーム（町域で避難発生時）	総括班等と共同	・町内・町外避難における避難者の受付・記録・避難誘導要避難支援に関すること ・住民の避難誘導の業務に関すること
		税務課	・救援等に関する国民保護措置
		住民課	・人的被害が発生した場合の埋火葬手続きに関すること
		議会事務局	・国民保護措置に関する議会对応に関すること ・避難支援チーム・ご遺体対応チームの支援
	国民保護医療対策チーム	健康課	・国民保護措置における粕屋医師会等との連携に関すること ・避難所等における健康管理支援に関すること ・医療救護所等の開設要請及び状況把握に関すること ・医療救護体制、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・NBC攻撃による被害に対して町が実施すべき事項・対応要領の整理 ・粕屋医師会との連携に関すること
	避難所対策チーム	福祉課	・要配慮者、各要配慮者利用施設の国民保護措置に関すること ・高齢者、障がい者その他要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること
		社会教育課	・避難者集合点及び避難所に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること
	教育対策支援チーム	学校教育課	・小・中学校の国民保護措置に関すること
		子ども育成課	・児童館、児童福祉施設の国民保護措置に関すること
復帰・復旧グループ	インフラ保守・復旧チーム	産業観光課	・商工会及び町事業者に対する国民保護措置に関すること ・農林に対する国民保護措置に関すること
		都市整備課	・道路等の復旧に関すること ・復旧活動に関すること ・災害廃棄物に関すること
		上下水道課	・上下水道の復旧に関すること
	救援適用業務	税務課	・初動活動の後、関係課と連携して、救援の適用申請・業務 ・税等徴収の減免等の計画

* 復旧段階においては、本部の再編成等により、救援の適用申請、避難住民の帰還手続き等を行う

県の指示等(例)

【緊急通報の例】

国民保護法に係る緊急通報（例） 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在	
1 事態の現状 日時 場所 状況	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分頃、 〇市〇〇海岸付近において、 不審なゴムボートが座礁。武装した2～3人組が付近に潜んでいる模様です。 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報がありました。 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われています。
2 今後の予測	付近の外出は、事件に巻き込まれる可能性があります。
3 周知事項	〇〇海岸付近に居住する住民等は、屋内で施設の上待機し、テレビ・ラジオなどにより情報を収集し、今後の行政の指示を待ってください。 その他不審者に関する情報等があれば、以下に連絡してください。 福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（電話） 若しくは、もよりの市役所、町村役場（電話）
4 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（電話、FAX）

【避難の指示（一例）】

避難の指示（例） （福岡県〇〇市における特殊部隊攻撃事案） 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在	
本県において、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、各市町村の職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。 記	
1 事態の状況 発生時刻（いつ） 発生場所（どこ） 攻撃主体（だれ） 攻撃手段（なににより） 被害対象・規模等の状況（どうなった）	〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃、 〇〇市〇〇地区において、 〇〇国の特殊部隊が、 〇〇による攻撃を行い、 住民〇〇名が死傷したことなどにより、 我が国へ侵攻した可能性が高いことがわかりました。
2 今後の予測、国民保護措置 対象となる場所 攻撃主体 予測 国民保護措置 ※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述する。	国は、 〇〇月〇〇日〇〇午後～〇〇日〇〇早朝にかけて、 〇〇市〇〇地区に、 〇〇国の武装工作員が、 上陸する可能性が高いと予測しています。 同時に、〇〇施設等への航空攻撃も考えられます。 よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。
3 要避難地域 要避難地域 ※法定指示事項 ※町丁目まで記述 ※知事は、必要に応じて要避難地域に近接する地域の住民等に対しても避難の指示をすることができる。	(1) 〇〇市全域 (2) 〇〇市全域 (3) 〇〇市全域
4 避難先地域 避難先地域 ※法定指示事項	(1) △△市（〇〇市の住民等は△△市へ避難） (2) △△市（〇〇市の住民等は△△市へ避難） (3) △△市（〇〇市の住民等は△△市へ避難）
5 避難開始日時等、避難経路、避難方法 ※法定指示事項 ※県で記載する事項	(1) 〇〇市（詳細は〇〇市の避難実施要領による。） ① 〇〇市〇〇地区の住民等 バスにより△△市に向かいます。 避難開始予定：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 避難終了予定：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

	・市が作成する避難実施要領に示される集合場所に徒歩により、集まってください。 ・集合場所から、県道〇〇線により〇〇を經由して、避難先地域である△△市内の避難施設に移動します。（大型バス〇〇台確保） ② 〇〇市〇〇地区の住民等 〇〇鉄道〇〇線で〇〇駅から△△市に向かいます。 避難開始予定：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 避難終了予定：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 ・市が作成する避難実施要領に示される集合場所に徒歩により、集まってください。 ・集合場所から〇〇駅に移動します。 ・〇〇線で△△市△△駅まで移動します。（〇〇鉄道〇両編成〇本／日確保） ・△△市△△駅から徒歩で避難施設に移動します。 ③ 〇〇市〇〇島の住民等 〇〇港から公営渡船で△△市△△港へ向かいます。 避難開始予定：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 避難終了予定：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 ・市が作成する避難実施要領に示される集合場所に集まってください。 ・集合場所から〇〇港に移動します。 ・〇〇港から公営渡船で△△市△△港に移動します。（〇〇人乗り公営渡船〇〇隻、〇〇往復／日確保） ・△△港から△△市の避難施設にバスで移動します。（大型バス△△台確保） (2) 〇〇市 (以下略)
6 注意事項	
7 その他の情報	(1) 交通規制情報 ・県警察、第七管区海上保安本部、自衛隊と調整・把握した結果による各種規制情報 (2) 道路交通情報
	・県警察、道路管理者に確認した情報 (3) 鉄道運行情報 ・鉄道事業者を確認した情報 (4) 海上運航情報 ・船舶事業者を確認した情報 (5) 航空運航情報 ・各空港事務所、航空事業者を確認した情報 (6) 国の支援内容 ・国に支援要請した情報、支援情報 (7) その他 ・避難する期間の見込み など
8 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（電話、FAX）

【避難の指示（例：弾道ミサイルによる攻撃の場合）】

避難の指示（例） （弾道ミサイル発射予測事案） 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。 記	
1 事態の状況 発生時刻（いつ） 発生場所（どこ） 攻撃主体（だれ） 攻撃手段（なににより） 被害対象・規模等の状況（どうなった）	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ、我が国に対し、〇〇国が弾道ミサイルの発射準備を開始したとの極めて信頼度の高い情報が入りました。
2 今後の予測、国民保護措置 対象となる場所 攻撃主体 予測 国民保護措置 ※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述する。	今後1時間以内に、我が国の全域で弾道ミサイルの着弾の恐れがあります。 現在、我が国は米国と協力し、さらに詳しい情報を集めています。 よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。 なお、今後の状況によって、他の安全な地域への避難を行う避難の指示を行うことがあります。
3 要避難地域 要避難地域 ※法定指示事項	福岡県全域
4 避難先地域 避難先地域 ※法定指示事項	屋内避難 直ちに、住民等は、外出を控え、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難してください。
5 避難開始日時等、避難経路、避難方法 ※法定指示事項 ※県で記載する事項	
6 注意事項	
7 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（電話、FAX）

【避難の指示（例：ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合）】

避難の指示（例） （福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案） 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び〇〇市において策定される「避難実施要領」に基づいて、各市町村の職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。 記	
1 事態の状況 発生時刻（いつ） 発生場所（どこ） 攻撃主体（だれ） 攻撃手段（なににより） 被害対象・規模等の状況（どうなった）	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ、 〇〇駅が、 ゲリラによる ロケット弾による攻撃を 受けました。 現在、〇〇駅の隣の〇〇ビルに、武装したゲリラが立てこもっています。 警察及び自衛隊が付近一帯を閉鎖しました。
2 今後の予測、国民保護措置 対象となる場所 攻撃主体 予測 国民保護措置 ※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述する。	国は、今後、 〇〇地区で ゲリラとの銃撃戦により 住民等に被害が及ぶ危険があると判断しました。 よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。
3 要避難地域 要避難地域 ※法定指示事項 ※町丁目まで記述 ※知事は、必要に応じて要避難地域に近接する地域の住民等に対しても避難の指示をすることができる。	〇〇地区〇〇丁目～〇〇丁目
4 避難先地域 避難先地域 ※法定指示事項	〇〇地区
5 避難開始日時等、避難経路、避難方法 ※法定指示事項 ※県で記載する事項	・直ちに徒歩により、〇〇通りから〇〇地区の〇〇避難施設へ避難してください。 ・〇〇通り〇〇交差点から〇〇交差点を避けてください。

6 注意事項	
7 その他の情報	(1) 交通規制情報 ・県警察、第七管区海上保安本部、自衛隊と調整・把握した結果による各種規制情報 (2) 道路交通情報 ・県警察、道路管理者に確認した情報 (3) 鉄道運行情報 ・鉄道事業者を確認した情報 (4) 海上運航情報 ・船舶事業者を確認した情報 (5) 航空運航情報 ・各空港事務所、航空事業者を確認した情報 (6) 国の支援内容 ・国に支援要請した情報、支援情報 (7) その他 ・避難する期間の見込み など
8 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（電話、FAX）

【退避の指示（一例）】

退避の指示（例） 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在	
1 指示事項 退避を要する地域 退避場所	〇〇市〇〇地区及び〇〇地区の住民等は、 〇〇小学校若しくは〇〇公民館へ速やかに徒歩で退避してください。
2 注意事項 ※資料編「文例」を参考に記述する。	・自家用車は原則として使用しないでください。ただし、身体障害者手帳保有者・妊婦・乳児同乗車両、災害時避難用として事前登録車両、その他運行の必要な車両は除きます。 ・服装は、身軽で動きやすいもので避難してください。 ・帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、運動靴等履きなれた靴を履いてください。
3 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（電話、FAX）

【市町村が策定する避難実施要領の例示（参考）】

避難実施要領（例）

福岡県A市長第〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在

A市における住民等は、市が策定する「避難実施要領」に基づいて、市職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

記

1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法

- (1) A市のA1地区の住民等は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難施設として、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分を目途に避難を開始してください。

バス A市A1地区の住民等は、集合場所であるA市立A1小学校グラウンドに集まってください。その際、できるだけ自治会、町内会、事務所等の単位で行動してください。

集合場所から、〇〇バス会社のバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に移動します。

鉄道 A市A1地区の住民等は、集合場所である〇〇鉄道△△線AA駅前広場に集まってください。その際、できるだけ自治会、町内会、事務所等の単位で行動してください。

なお、AA駅までの経路は、できるだけ国道〇〇号線又はAA通りを使用してください。

集合場所から、〇〇日〇〇時〇〇分発B市B1駅行きの電車及びそれ以降の電車により移動します。

B市B1駅到着後は、A市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に移動します。

船舶 A市A1地区の住民等は、集合場所であるA市A港に集まってください。その際、できるだけ自治会、町内会、事務所等の単位で行動してください。

集合場所から、〇〇日〇〇時〇〇分発B市B1港行きの、A市営汽船〇〇号により移動します。

B市B1港到着後は、A市職員の誘導に従って、バスでB市立B1高校体育館に移動します。

…以下略…

- (2) A市のA2地区の住民等は、B市のB2地区にあるB市立B2中学校を避難施設として、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分を目途に避難を開始してください。

…以下略…

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
- (3) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、貴重品等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。

- (4) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官、海上保安官の指示に従って避難してください。
- (5) 留守宅は戸締まりしてください。
- (6) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市の職員、消防職員、消防団員、警察官、海上保安官に通報してください。
- (7) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりです。
A市対策本部 避難誘導担当、電話、FAX

3 避難誘導の実施

(1) 職員の役割分担

避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等を配置する。

- ・住民等へ避難実施要領を周知する要員
- ・避難誘導を行う要員
- ・避難経路に配置する要員
- ・残留者を確認する要員
- ・市対策本部要員
- ・避難先地域への先行要員
- ・避難誘導の際の水、食料等支援要員
- ・（避難施設の運営要員） ※市町村内での避難の場合

(2) 高齢者、障がいのある人その他避難支援が必要な避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、避難行動要支援者の「避難支援プラン」を活用して優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や自治会などに対し、福祉関係者との連携の下、市職員、消防団等が行う避難誘導の協力を要請する。

4 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員は、防災行政無線等を用いて、各地区の住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A1・A2地区の自治会長、当該区域を管轄する消防団分団長、自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への伝達を依頼する。
- (3) 担当職員は、避難行動要支援者名簿登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (5) 避難行動要支援者については、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

5 避難の誘導

- (1) 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

6 残留者の確認

- (1) 市で指定した避難開始時刻から一定時間経過後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）
- (2) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

